

我が国公立短期大学としての長野県短期大学の現状と課題 —将来像構築に関わる予備的考察—

The Present State of Nagano Prefectural College as a Japanese Public Junior College —A Preparatory Consideration to the Formation of its Future Image—

上 條 宏 之 Hiroyuki KAMIJYO

はじめに

長野県短期大学（以下「本学」とする。）は現在、創立 80 周年を閲し、時代の大きな転換点の渦中で、21 世紀の知識基盤社会のなかで、どのような積極的役割を果たすべきかを根底から問い直す必要に迫られている。私は本学学長に就任以来、この問いかけに応えるべく、変貌する地域社会や世界の動向と公立高等教育機関の在り方との関連を可能な限り追求し、本学の将来像構想とその実現の道筋を確かにするために努めてきたつもりである。本学を規定するさまざまな条件を考慮したとき、実現可能な選択肢は少ないと言ってよい。将来像の構築とその実現のプロセスの設定には、長期的な戦略の前に、当面の課題解決への取組が必要であった。私の微力もあって、この取組に予想以上の時間が必要であり、我が国公立短期大学では異例ともいえる 10 年間にわたり、学長職を預かるという状況に立ち至った。

2000 年（平成 12）4 月に本学第 8 代学長に就任したとき、既に「我が国高等教育にあっては短期大学の時代は終わったのではないか。」という評価が聞こえていた^(註1)。しかし、短期大学としての本学を運営する立場からは、短期高等教育機関としての可能性の追求は不可欠であった。本学の長野県内あるいは地域社会等において歴史的に築き上げられてきた一定の高い評価を、如何に維持・発展させるべきかを考え、当面する改善課題を設定し課題を解決することと、大学学部構想を検討しそれへの橋渡しを可能にすることを、本学教職員・学生や同窓会各位・設置者と対話を重ねながら、学長の立場から定めてきたつもりである。全国公立短期大学協会の役職に就いたこともあって、我が国高等教育の在り方、なかでも短期大学の現状と課題に正面から向き合う必要にも迫られ、そのことが、本学の在り方を見定めるために何らかの力になったと、自己点検・自己評価をしている現状である。

本稿は、将来に向かっての本学の在り方を検討する必要性が設置者によって受け止められた段階に至ったので、表題のテーマについて、データ整理の準備に充分取り組むゆとりを持たないなかではあるが、敢えて予備的考察を行うものである。

1. 本学前身「長野女専」の創立事情と 80 年の略史

2009 年（平成 21）10 月 16 日、本学は創立 80 周年記念式典を迎えた。前身は長野県女子専門学校（以下「長野女専」とする。）で、1929 年（昭和 4）4 月 11 日長野女専の前提となる専攻科のあった長野県長野高等女学校の校舎で第一回入学式を行って発足した。長野女専は、1929 年 1 月 15 日文部省へ設置申請書を提出、3 月 5 日に認可され、3 月 28 日に初代校長土屋幸正（東京女子高等師範学校教授）が任せられた。専門学校令に基づく公立女子専門学校として、1922 年（大正 11）の福岡県立女子専門学校を初め大阪・宮城・京都・広島に開設された府県立女子専門学校に次ぎ、長野女専は全国 6 番目に設立された。

ときの千葉了長野県知事は、1928 年（昭和 3）9 月 20 日長野県臨時教育調査会（長野県告示第三百六十三号〈昭和 3 年 7 月 6 日〉規程制定、会長千葉了長野県知事）にたいし「本県教育是ノ確立上考慮スベキ点如何」を諮問した。調査項目は四項目からなり、諮問の第三項「教育機関ノ整備又ハ教育機会ノ拡充ニツイテ」には「女子教育ニツイテ」があった。臨時教育調査会は翌 21 日に答申し、「女子教育ノ向上充実ヲ計ルコト」、「女子専門学校ヲ設置スルコト」を指摘した。県政課題となった女子専門学校の設立には反対意見も強かったが、1928 年 11 月 26 日の長野県会の予算演説で、知事は次のように述べている（『昭和三年第五十一回長野県通常県会議事日誌 附 昭和三年十月臨時県会議事日誌』）。

次ニ女子教育ハ本県ニ於テハ男子教育ニ較ベテ割合ニ不振ノ状態ニアリマスケレドモ、今ニシテ県ガ振興充実ヲ図ラナケレバ、他日大ナル悔ヲ残スコトアルベシトハ私ノ従来屢々世ニ警告ヲ発シタ所デアリマス、故ニ先ヅ従来一ツモ専門学校ヲ有セズ、而シテ女子教育ノ適地ナリト思ハレル長野市ニ女子専門学校ヲ設置スル計画ヲ立テマシテ、其ノ臨時費十万円ハ長野市ヨリ寄附ノ申出ガアリ、又長野高等女学校ノ専攻科ハ之ヲ廃止イタシマスカラ、学級完成後ト雖モ其ノ新ニ加ハル経費ハ多額ヲ要スルコトハナイノデアリマス

長野女専は、設立後2年6か月を経た1931年(昭和6)10月11日、現在本学のある長野市三輪上松本村南沖地籍の地に新校舎がほぼ完成したので、教職員・生徒が移転を完了させた。この10月11日が、今日まで本学の「開校記念日」に充てられてきている。今回の80周年記念式典は、開学記念日に近い10月16日(金曜日)に設定した。なお、新校舎での長野女専の授業は1931年10月15日から始められ、落成祝賀式は11月21日に文部大臣代理松本高等学校校長、県知事ほか多数の来賓を迎えて挙げられた。

本学の現敷地は長野市の寄付によった。長野市会が1928年(昭和3)11月末から「女専委員」9名を決め、長野女専候補地を探したすえ決定をみた。すなわち、1929年10月15日、地元の高野善助・中澤三郎・新井昇ほかが連署し、この地は「高燥南面ノ土地ニシテ、遠山眺望実ニ秀麗、静謐ノ土地」、「学術研鑽ニハ尤モ好適地」であるうえ、長野女専校地として「最適地トシテ大歓迎ヲ地元民ハナシツツ有之」と、受け入れを長野市に申し出た(「女子専門学校設置関係綴 学事課 昭和四年」長野県立歴史館蔵)。

長野市長丸山辨三郎、長野市会議長新井昇など6人は、1929年11月9日に、この地を長野女専敷地に選び、「金参万円ヲ以テ同地籍八千坪(別紙明細書ノ通り)ヲ買収シ、御指定ノ通り地均シヲ完了シ、尚国道ヨリ正門ニ達スル五間幅道路ヲ開鑿ノ上、期日迄ニ御県ニ提供可仕」と県に申し入れた。同月15日、県はこの地に決定する旨を長野市長に通知

し、長野女専の位置は確定した。

校舎は、1930年(昭和5)9月25日、文部大臣に「女子専門学校校舎建設認可申請」を提出、同年10月6日の認可を経て着工された。申請添付書類にみる建設計画は、30年度に本館木造2階建て388坪(27,700余円)、職員・生徒便所および廊下木造平屋建て20坪(2,500余円)を建て、31年度に雨天体操場木造平屋建て140.7坪(10,100余円)、音楽室・家事教室木造平屋建て101.9坪(8,800余円)、その他初年度調弁費1万円など総工費7万円であった。また、寄宿舎は1932年(昭和7)10月15日に落成した(長野県教育史刊行会編『長野県教育史 第三巻 総説編三』長野県教育史刊行会、1983年3月10日、p. 456~466参照。ただし、校舎への移転を「昭和七年」、寄宿舎落成を「翌八年」と誤記している。)

長野女専は、このような経過で創立され、専門学校令による「女子ニ高等ノ学芸技術ヲ授クルト共ニ、其ノ人格ヲ陶冶スル」目的を掲げた。学科は文科、本科3年と研究科1年とし、国語科中等教員の養成をめざすカリキュラムで発足した。あたかも世界恐慌勃発の年の発足は、教員14人(男11人、女3人)で、生徒は入学定員を本科1学年40人、研究科10人としたものの、経済不況は深刻で、長野高等女学校専攻科生を引き継いだため生徒数は62人(29年)から93人(31年)のあいだを推移した。1929年~35年(昭和10)の間に本科入学定員を入学志願者が満たしたのは29年のみであった。

そのため、文科中心のカリキュラムを改定し、1935年に家事科・裁縫科の授業科目を増やした。さらに日中戦争の戦時下の「国情」に照らし、1941年(昭和16)に国文科を廃止し家政科を置くなど、戦時対応が行われた。

その後の長野女専は、戦時下の改変、敗戦後の学制改革にともなうさまざまな試練を経ることとなった(長野県短期大学大学史編纂委員会編『長野県女子専門学校・長野県短期大学五十年史』長野県短期大学、1979年10月25日)。

1950年(昭和25)4月、長野女専に代わり、長野県短期大学(文科国語専攻・英語専攻<定員各30人>、家政科<定員60人>)が再発足した。女専から短大への移行期を含む、女専の本科卒業者は

764人、本科卒業後の研究科修了者は120人であった。

短期大学となってからの本学は、さまざまな改革を経た（近年については後述）。その間、2009年3月までの学科卒業生は1万2371人、専攻科幼児教育学専攻（本学幼児教育学科卒業生）修了者は110人を数えている。

そして、いまや本学は現存する全国公立短期大学のなかで最も長い歴史を持つに至った。本学に次ぐ歴史を持つ公立短大は、1946年（昭和21）発足の岐阜市立女子専門学校を前身とする岐阜市立女子短期大学である。したがって、近代日本高等教育機関（府県立女専）からの歴史を踏まえた本学の歴史には、我が国戦後に設立された公立短期大学の戦後の歴史、さらにはいまや公立大学学部へ移行する流れがとまらない状況に立ち至った公立短期大学とは、どのような短期高等教育機関であったのか、その公立短大の特色とその抱えている課題は何かを明確にするデータが詰まっている、と言ってよいであろう。

2. 我が国公立短期大学の歴史と現状

まず、戦後における我が国高等教育機関としての短期大学の位置づけの推移を簡単にたどると、まず1950年（昭和25）に、戦後教育改革における6・3・3・4年制の単線型教育システムのなかで、大学は学部四年制を基本としたため、1950年3月1日（昭和24年6月法律第179号）の学校教育法一部改正により、暫定的制度として発足した。学校数は149校（国立0校、公立17校、私立132校）、本学はその一つであった。恒久的制度になったのは1964年6月19日（昭和39年6月法律第110号）の学校教育法一部改正によってである。このとき短大数は339校（国立29校、公立40校、私立270校）に増えていた。公立短期大学は、設置者および大学当事者の努力で新設・運営が続けられてきたのである。その背景には、短期高等教育機関を目指した女子学生の存在、短大が養成した女性の実践的技術者などを主とした卒業生を受け入れる社会的ニーズがあったことはまぎれもない。

文部省が短期大学設置基準を施行したのは1976年（昭和51）4月1日（昭和50年4月文部省令第

21号）である。また、短期大学卒業生にたいする「準学士」の称号の創設は、1991年（平成3）7月1日（平成3年4月法律第25号）の学校教育法一部改正によった（公立短期大学五十年誌編集委員会編『公立短期大学五十年誌』、全国公立短期大学協会、2002年3月）。

その後、短大関係者の要望を踏まえ、2005年（平成17）1月28日答申の「我が国の高等教育の将来像」（中央教育審議会）により、短期大学の個性・特色の明確化、短期大学卒業生にたいする学位「短期大学士」の創設等が課題となる。我が国短期大学卒業生が、国際的に通用する高等教育機関卒業生としての資格を認める学位「短期大学士」を取得することになったのは、2005年（平成17）10月1日（平成17年7月法律第83号）の学校教育法一部改正、短期大学設置基準改正によった。本学でも、2006年3月11日の長野県短期大学第55回卒業式の学科・専攻卒業生から学位「短期大学士」を授与した。本学は、長野県短期大学学位規程（平成18年3月9日施行）を定め、短期大学士に付記する専攻分野を、多文化コミュニケーション学科国際地域文化専攻は「教養」、同学科英語英米文化専攻および日本語日本文化専攻は「文学」、生活科学健康栄養専攻および生活環境専攻は「生活科学」、幼児教育学科は「幼児教育学」とした。

しかし平成期、我が国の公立短期大学は1996年度（平成8）の63校を最多の校数とし、以降急速に減少していった。国立は1990年度（平成2）の41校が最多、私立は1997年度（平成9）の504校が最多、短期大学合計では1996年度（平成8）の598校が最多であった。なお、1996年度は、高等学校卒業の女子生徒進学者の大学学部への進学率24.6%が短大進学率23.7%を超えた年度に当たる。ちなみに女子の短大進学率の最高は1994年度（平成6）の24.9%であった。

その後、少子化と連動しながら、女子高校生の大学学部進学傾向が加速した。2009年（平成21）度には、女子高校生の進学先が主であった公立短期大学数は21校に激減し、1950年度（昭和25）17校で発足した当時の公立短期大学数に近づいている。

全国公立短期大学数は、13年間に三分の一に減少した。1989年度（平成元）と2008年度（平成

20) の公立短期大学を比較すると、校数は53校から24校(45.3%)へ、学生数は2.2万人が1.0万人(45.5%)へと減った。校数と学生数の減少率がほぼ同じなのは、公立短期大学が毎年度105%の入学生を受け入れ続け、定員を充足してきたからである。この間、国立短期大学が42校から0校となり、1.9万人の学生数がほぼ0(国立短大はすべて学生募集を停止し廃学に向かったが、学生が少数残っている。)になる一方、私立短期大学は490校から361校(73.7%)へ、学生数が41.5万人から15.6万人(37.6%)へと減った。私立短期大学の校数減にたいする学生数の大幅減少は、定員未充足が2008年度に243校・67.5%にのぼっていることからくる。

全国公立短期大学全体の入学志願倍率と合格競争率の推移をみると、平均して2006年度(平成18)の入学志願倍率4.72倍、合格競争率2.84倍が、2008年度(平成20)2.67倍、1.76倍へと減少している。入学志願倍率と合格競争率の差の存在は、公立短期大学が四年制大学の滑り止めの役割を担ってきた過程を反映している。

全国公立大学数をみると、1950年度(昭和25)の25校が、1996年度(平成8)50校、2008年度(平成20)75校へと、2倍、1.5倍の増大をみせた。1989年度(平成元)と2008年度(平成20)との公立大学学部学生数は、5.7万人から12.9万人(2.26倍)へと増大し、国立大学の47.8万人から60.8万人(1.27倍)へ、私立大学の147.9万人から204.6万人(1.38倍)への増加率より急増している。

長野県周辺の諸県における公立短期大学の「廃止の短期大学」をみると、次のような県別の県立・市立の公立短期大学廃止の動きがあった(『平成21年度 全国短期大学一覧』)。

新潟1校(新潟県立看護短期大学<平成17年4月27日廃止>)

群馬3校(高崎市立短期大学<昭和33年4月25日廃止>、前橋市立工業短期大学<平成12年3月31日廃止>、群馬県立医療短期大学<平成20年3月31日廃止>)

埼玉1校(埼玉県立大学短期大学部<平成20年7月31日廃止>)

山梨3校(都留短期大学<都留市、昭和36年7

月8日廃止>、山梨県立女子短期大学<平成18年6月14日廃止>、山梨県立大学看護短期大学部<平成20年7月31日廃止>)

静岡2校(静岡法経短期大学<昭和32年4月18日廃止>、静岡女子短期大学<平成元年3月31日廃止>)

愛知5校(名古屋市立女子短期大学<平成9年3月31日廃止>、名古屋市立保育短期大学<平成9年3月31日>、愛知県立看護短期大学<平成9年12月16日廃止>、愛知県立女子短期大学<平成13年3月30日廃止>、名古屋市立大学看護短期大学部<平成14年3月29日廃止>)

富山1校(富山県立技術短期大学<平成4年3月31日廃止>)

石川2校(金沢美術工芸短期大学<金沢市、昭和32年4月18日廃止>、石川県農業短期大学<平成18年6月14日廃止>)

福井1校(福井県立大学短期大学部<平成13年3月30日廃止>)

三重1校(三重県立看護短期大学<平成12年3月31日廃止>)

廃学した20校のうち、金沢美術工芸短期大学、高崎市立短期大学、都留短期大学のように1955、57、60年(昭和30、32、35)に大学学部に移行したもの、静岡法経短期大学のように1955年(昭和30)に静岡大学法経短期大学部に移行したものなど4校がある。その一方に、1996年(平成8)以降に廃学した公立短期大学に、愛知県立看護短期大学(1997年)、名古屋市立女子短期大学(同前)、名古屋市立保育短期大学(同前)、前橋市立工業短期大学(2000年)、三重県立看護短期大学(同前)、愛知県立女子短期大学(2001年)、福井県立大学看護短期大学部(同前)、名古屋市立大学看護短期大学部(2002年)、新潟県立看護短期大学(2005年)、石川県農業短期大学(2006年)、群馬県立医療短期大学(2008年)、埼玉県立大学短期大学部(同前)、山梨県立大学看護短期大学部(同年)の13校があった。看護・医療系、工業・農業系が目立つのは、社会的ニーズの高度化の反映である。また、愛知県・名古屋市における公立

短期大学廃学は、大都市圏における公立短期大学の大学学部へ移行する動きとして、東京・首都圏、大阪など近畿圏の大都市圏における公立短期大学廃止と軌を一にしている。さらに看護系、工業系で、2009年度（平成21）に学生募集停止をした公立短期大学には、県立新潟女子短期大学と富山県立短期大学がある。

2009年度の全国公立短期大学の組織単位である「中部ブロック」では、三重短期大学（津市立）、岐阜市立女子短期大学、静岡県立短期大学部と本学の4校のみとなった^{（註2）}。

2009年度の公立短期大学21校は、設置者別（県立か市立か）、短期大学か大学短期大学部か、法人化の有無（地方独立行政法人法<2003年7月16日、法118>に「公立大学法人に関する特例」（第7章）が規定された。）、大学学部移行・再編などで分けると、次のようになっている。

① 県立3校

- A 短期大学3 長野県短期大学 高知短期大学 鹿児島県立短期大学
- B 大学短期大学部0

② 市立7校

- A 短期大学6校 秋田公立美術工芸短期大学（四年制大学構想あり） 川崎市立看護短期大学（四大化を検討中） 大月短期大学 岐阜市立女子短期大学（四大化を検討中） 三重短期大学 倉敷公立短期大学（四大構想があったが当面短大で）
- B 大学短期大学部1校 名寄市立短期大学部

③ 公立大学法人8校

- A 短期大学3校（県2校、市1校） 山形県立米沢女子短期大学（法人化2009年度<平成21>、一部四大化を検討中） 新見公立短期大学（法人化2008年度<平成18>、2010年度看護学科四大化） 大分県立芸術文化短期大学
- B 大学短期大学部5校（県5校） 岩手県立大学宮古短期大学部（法人化2005年度<平成17>） 岩手県立大学盛岡短期大学部（同前、四大化を検討し当面短大で） 会津

大学短期大学部（法人化2006年度<平成18>） 静岡県立短期大学部（法人化2007年度<平成19>、四大化を検討中） 島根県立短期大学部（法人化2007年度<平成19>）

④ 大学学部化・再編等予定3校

- A 大学学部化2校（市2校） 福山市立女子短期大学（2011年度<平成23>） 京都市立看護短期大学（2011年度<平成23>私立大学<佛科大学>への合併）
- B 転換1校（県1校） 神奈川県立外語短期大学（2010年度<平成22>学生募集停止、2011年度<平成23>「県立国際言語文化研究研修センター」<仮称>への転換）

公立短期大学は、設置者が県（都・府はなくなった。）・市または公立大学法人に分かれ、形態が短期大学か公立大学短期大学部か、さらには次に触れるように、学科構成の多様な校種からなっている。

3. 「認証評価」から見えてきた公立短期大学

我が国の短期大学の基本に関わる制度改革が展開されるのは、1991年（平成3）からであった。まず、同年2月8日の大学審議会答申「短期大学教育の改善について」によって、①短期大学設置基準の大綱化・弾力化、②短期大学卒業生にたいする称号「準学士」の創設、③自己点検・自己評価システムの導入等が提言された。同年7月1日（平成3年4月法律第25号）の学校教育法一部改正で短期大学卒業生にたいする「準学士」の称号が創設され、同日（平成3年6月文部省令第29号）短期大学設置基準一部改正で、①大綱化による制度の弾力化、②学習機会の多様化、③自己点検・自己評価の導入などが定められた。

このうち自己点検・評価に関わる課題は、文部科学省が認証した評価機関によって、設立・運営されている大学・短期大学の教育を中心とした「認証評価」に関わる基準を定め、7年間に1度実施することに発展した。この「認証評価」の実施は、評価文化の希薄な公立短期大学にとって、評価文化をどう内在化させ、どのように定着させるかという新たな

課題に向かわせることとなった。

全国公立短期大学協会は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（2004年〈平成16〉4月設立。以下「機構」とする。）に短期大学の「認証評価」を行うよう働き掛け、実施を実現することができた。私は、全国公立短期大学協会からの大学評価・学位授与機構短期大学準備委員会委員（2004年1月15日～3月31日）、独立行政法人大学評価・学位授与機構短期大学機関別認証評価委員会委員（2004年5月1日以降～現在）として、機構の「認証評価」に関わる準備段階から関わり、本学の評価文化の醸成と我が国「認証評価」の導入とをセットで考えてきた。発足年度の2005年度（平成17）に評価基準と選択的評価事項の「いわゆる地域貢献」とに本学は申請し、選択的事項に「研究活動の状況」が加わるとこれにも申請し、評価結果を得た（『平成17年度短期大学機関別認証評価実施結果報告書 平成18年5月 独立行政法人大学評価・学位授与機構』ほか）。

2005年度（平成17）からの機構の「認証評価」に対応した公立短期大学は、2009年度（平成21）までに7校あった。機構の評価基準は11、選択的事項（初年度は「選択的評価事項」と言い、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」（いわゆる「地域貢献」）のみとし、準備が整った2年目から「研究活動の状況」が加わる。）は2となっている。また2008年度（平成20）からは、大学基準協会（以下「協会」という。）の短期大学認証評価に申請する公立短期大学が現れた。協会の評価基準は15で、特色ある取り組み（オプション）に15の基準と重なる5つがある。協会へは、09年度までに4校が申請した。

以下に、機構または協会に申請した公立短期大学を列挙すれば、次のとおりである。なお機構に関しては、◎が選択的事項へも自己点検・自己評価を経て「いわゆる地域貢献」への申請したものであり、○が選択的事項「研究活動の状況」へ申請したことを指している。

① 機構への申請

- 2005年度（平成17） 新見公立短期大学 ◎長野県短期大学
- 2006年度（平成18） 川崎市立看護短期大学

2007年度（平成19） ◎山形県立米沢女子短期大学 ○長野県短期大学

2008年度（平成20） ◎秋田公立美術工芸短期大学 ◎大月短期大学

2009年度（平成21） 岐阜市立女子短期大学

② 協会への申請

2008年度（平成20） 岩手県立大学宮古短期大学部 同盛岡短期大学部

2009年度（平成21） 静岡県立大学短期大学部 福山市立女子短期大学

この「認証評価から見てきた公立短期大学」については、既に私が別に検討しているので（全国公立短期大学協会事務職員中央研修会講演、2009年8月3日など）、各短期大学別の詳細な内容には、ここでは触れない。総合的に見れば、機構の基準11に関する「認証評価」は、既に評価結果が出され公表されている6公立短期大学すべてが「短期大学評価基準を満たしている。」と評価された。選択的事項については、長野・米沢・秋田・大月の「いわゆる地域貢献」および長野の「研究活動の状況」のすべてが、「目的の達成状況が良好である。」と評価された。一方、協会に申請した宮古・盛岡は、ともに「本協会の短期大学基準に適合していると認定する。」と評価された。

この「認証評価」によって、各公立短期大学の「主な優れた点」「更なる向上が期待される点」「主な改善を要する点」（以上「機構」）、「長所」「助言」（以上「協会」）などの評価が、評価基準に沿って具体的内容が明らかにされている。それらを全体としての特徴に集約してみると、以下の4点が指摘できる。

まず①として、評価済み公立短期大学は、米沢の学科学生646人（評価時の学科学生数）を最多とする小規模校であるが、多様な類型に分けられ、それぞれが当該公立短大の個性を、立地する地域との関わりなどで磨く取組を行っていることが明らかとなった。設置者が県か市か、法人化しているかしていないか、短期大学か大学短期大学部かなどの違いは、既に本稿2で触れたが、それらは総じて各公立短期大学の設置目的を規定する条件となっている。

「認証評価」の結果から窺える短大の類型は、3

学科以上の場合、④新見型（生活科学系＜看護・福祉＞＋幼児教育＋専攻科）、⑤長野・米沢型＝総合型（人文科学系＋社会科学系＋生活科学系＋幼児教育＋専攻科）に分けられる。また、2学科・単科の場合、⑥川崎・秋田型＝専門卓越型（看護または美術工芸＋専攻科）、⑦盛岡型＝文理型（人文科学系＋生活科学系）、⑧大月・宮古型＝教養型（社会科学系または情報科学系）に3分される。

②としては、みてきた類型を越えて公立短期大学に共通する優れた点には、次のような指摘が目立つ。

- 教員一人当たりの学生数が少ない少人数教育の実施。
- 授業料等の学費が低額に抑えられ、奨学金取得学生・授業料免除対象学生等が多く、経済的格差を考慮した高等教育の機会均等への寄与。
- 学生のキャリア教育が比較的充実。
- 地域貢献の重視（機構の選択的事項で「いわゆる地域貢献」を申請）。
- 総合型は、「国際」（外国語、情報）と「地域」（文化＝教養・教職、生活＝業務独占型資格）をキーワードとする「グローバルな時代」への対応に心掛ける。
- 単科型には、専門職養成型（看護、美術工芸等）と教養型（経済・経営等）とがあり、専門職養成型は専門分野を細分化している。

③として、公立短期大学に共通する課題には、次のような指摘が目立つ。

- 生活科学系は、業務独占型専門資格の取得に忙しく個性化が困難（「優れた点」や「長所」の指摘がない）。
- 業務独占型専門職・教職の養成が社会的ニーズと乖離してきている。
- 校舎のバリアフリー化が不十分であり、校舎・施設等の老朽化が目立つ。
- 学科・専攻ごとのアドミッション・ポリシーのさらなる明確化が必要
- FD（ファカルティ・デベロプメント）、自己点検・自己評価、外部評価等、評価文化が未成熟。

- 学長の権限が不明確。

なお、④として、公立短期大学の事務組織の在り方については、次の指摘があった。

- 事務職員の異動が3年周期ほどで専門性に課題がある。
- 学生にたいする教学組織と事務組織の一体化のさらなる促進が必要。
- 法人化の場合のプロパー職員確保の必要性。
- SD（スタッフ・デベロプメント）が重要で、全国公立短期大学協会が比較的重要な役割を果たしている。

こうした評価・指摘は、公立短期大学が短期高等教育機関としての設置基準などのなかで、さまざまな工夫・取組を行い、その存在意義を高めているにもかかわらず、短期大学のカリキュラムや教育・研究の質が、社会的ニーズとのあいだで乖離をみせていることをも明らかにしている。

4. 近年における長野県高等教育機関のなかの本学の在り方の検討

本学が、その存在意義が制度を含めて問われるなかで、短期大学としての存在意義を高めるための改組と、大学学部への移行を含めた将来構想について、近年どのように取り組んできたのかを、改めて整理しておきたい。

(1) 2004年度（平成16）本学改組に向けた取組

私が本学第8代学長として就任した2000年（平成8）4月は、公立短期大学の大学学部へ移行が進んでいた。本学の同窓会六鈴会の熱心な運動の継続もあって、長野県でも設置者に本学四大化の可能性を検討する気運がみられた。あたかも、吉村午良長野県知事の引退にともなう知事選挙との関連でも、それが取沙汰された。

しかし結局、本学の短大としての存在意義があるとの設置者の判断から大学学部への移行が当面は困難になった。そのため、短期大学としての改組に、2004年度（平成16）を目指して取り組んだ。その

理念は、次のようなものであり、2004年4月から3
学科・5専攻、1専攻科とする改組を実現した。

- ① 長野県の男女共同参画社会づくり条例の施行
もあり、男女共学を実現。
- ② 社会的ニーズとの乖離がみえた人文科学系・
社会科学系学科・専攻の統合・改組。
- ③ 資格として図書館司書資格および学校図書館
司書教諭資格取得の課程を導入。
- ④ 長野県保育園連盟の県政要望等を踏まえ、保
育士養成のための専攻科幼児教育学専攻の設置。

ついで翌2005年(平成17)、長野市内の高等教
育機関における単位互換等の実施に向けた取組を行
い、2006年度(平成19)には、①長野市域の高等
教育機関相互による単位互換制度を導入し、②生活
科学科健康栄養専攻に栄養教諭二種免許状取得を可
能にした。次いで2007年度(平成20)には、専攻
科1年制に代え、幼児教育学科を3年制にした。

こうした改革の成果は、2006年1月21日の本学
入学試験へのセンター入試の一部導入もあって、
2004年度(平成16)改組以後における本学の志願
者数・合格者数・入学者数・辞退者数に変化が現れ
た。志願者数は2005年度860人、06年度1,075人
へと増えた。その後は、07年度991人、08年度
838人と減少したが、改組以前にくらべれば多い傾
向が続いている。なかでも、幼児教育学科志願者の
増加が著しい。

(2) 四年制大学への移行を中心とした将来構想案の 検討

短期大学としての改組は、それなりの成果があっ
たが、全国的な公立短期大学の大学学部への移行の
動きは止まるところがなかった。本学学生の場合は、
学生が取得できる免許・資格と社会的ニーズとの乖
離が、入学志願者の変化、出口である進路状況の変
化といった本学教育・研究の質の問題に現れてきた
(本稿では紙数の関係で触れず、別稿に譲る)。その
ため、四年制大学構想案の検討に本格的に取り組
むこととした。

2006年度(平成18)に本学は新たな将来構想委
員会を組織し、長野市の「新県政への提言」(後述)

等を視野に入れ、まず主として四年制大学学部+短
期大学部の構想案の検討に入った。2007年度(平
成19)は、短大改革案と四年制大学構想案を具体
的に検討し、その大筋を村井仁長野県知事に説明し
た(後述)。その大学学部への移行に関するコンセ
プトは、次の5点であった。

- 1 公立大学の役割を再確認し、県内公立大学を
充実させる。
- 2 県内大学進学者の県外流出率を低下させ、県
内進学選択肢を拡大する。
- 3 地域の知的・経済的活性化を一層はかる。
- 4 県民保護者等の経済的負担の軽減をはかる。
- 5 長野市を初めとする地域の行政・産業経済・
社会等への知的貢献や社会人の生涯学習等への
貢献を高める。

2008年度(平成20)の将来構想委員会は、09年
度(平成19)の構想案を、文部科学省・中央教育
審議会などの短期大学に関する施策や検討状況、公
立短期大学の現状、四年制大学への移行状況等を勘
案して再検討した。本学の短期大学としての改組案
は現状改革の必要性から続け、一方で四年制大学構
想案を考えた。その際の四大への移行に関するコン
セプトは、次の5点とした。ポイントは、短期大学
が我が国高等教育機関としての展望をもてないところ
から、短大部案を除いたところにある。

- 1 地方分権・少子化の時代であるのに、長野県
内の大学・短期大学進学者の県内に残留する率
が極めて低い。
- 2 全国的に公立短期大学の四年制大学への移行
が加速しており、長野県が遅れを取っている。
- 3 少子化にもかかわらず、県内高校生の短大志
願者数が減っているのに対して四年制大学志願
者数が増大している。
- 4 教育・研究水準や職業人に関する社会的ニー
ズの高度化に、短大による教育・研究、免許・
資格では追いつかない。
- 5 本学の四年制大学への移行に関する内外の気
運が高まっている。

この四大構想案の大筋を村井仁知事、板倉敏和副知事に説明したところ、県での検討が開始されることとなった（後述）。

本学将来構想委員会では、引き続き四大構想案の検討を続けて現在に至っている。

(3) 本学の地域連携と国際交流の推進

① 地域連携

本学の設置目的には、地域貢献が重要な課題として位置づけられている。文部科学省も、地域貢献・地域連携に主題を置いて、大学・短期大学等に競争的資金による教育活動のグッド・プラクティス（GP）を促進する取組を開始した。全国公立短期大学協会も、このGPに組織的取組をする必要があり、私個人としては「特色ある大学評価支援プログラム」ペーパーレフェリー（2004年度＜平成16＞）、「現代的教育ニーズ取組選定委員会」および「同取組選定委員会運営小委員会」の委員（2005年度～08年度）を務め、一方、本学としても取組と申請を進めた。

その結果、2006年度（平成18）7月28日 現代的教育ニーズ取組支援プログラム（2006年度、07年度）に本学の取組が選定された。テーマは、「地域活性化への貢献「豊かな子ども観を育む総合的短期大学の取組—長野市次世代育成支援行動計画・地域再生計画との連携を目指して—」であり、長野市との連携を図って推進した（『文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」選定取組 テーマ1：地域活性化への貢献（地元型）豊かな子ども観を育む総合的短期大学の取組—長野市次世代育成支援行動計画・地域再生計画との連携を目指して—（平成18～19年）報告書 長野県短期大学 2008年3月』ほか）。

本学の立地する長野市との連携は、現代GPによる連携も一つの前提となっており、2006年（平成20）1月11日、長野市との文化・教育・学術等に関する連携・協力に関する包括協定に一つの結実を得た（「連携協定書 平成20年1月11日」）。その後、本学の学内組織「地域連携センター」（「長野県短期大学地域連携センター規程」2006年＜平成18＞4月1日施行）を窓口にして、従来からの地域連携の継続・発展とともに、長野市等との地域連携をさら

に発展させている（『長野県短期大学地域連携センター年報 2006年度 創刊号 長野県短期大学地域連携センター』平成19年5月31日、『同年報 2007年度 第2号』平成20年3月31日）。

その後、2006年8月7日に信州産学官連携機構の設立に参加したが、その具体化には課題が多い。

② 国際連携

本学の国際連携の具体化は、2003年（平成15）6月25日からのアメリカミズーリ州立大学セントルイス校との編入協定の締結に始まる（「大学間協力合意書 2003年7月17日」）。以後、本学英語英米文化専攻の卒業生等が、セントルイス校3年次にミズーリ州民の子弟と同じ学費等の条件で編入できることとなった。毎年度、本学卒業生の編入が継続しており、既に卒業生も出ている。

一方、長野県の中国河北省との姉妹提携の成熟した交流をさらに前進させるため、提携25周年の記念事業を視野に、私が中国河北大学に出向き、2008年（平成20）6月11日に中国河北大学との教育交流協定調印を中国保定市の河北大学で行った（「日本国長野県短期大学と中華人民共和国河北大学との教育交流協定書 2008年6月11日」）。短期大学として河北大学と協定を結んだのは、同大学が世界の諸大学と連携を進めているなかで、本学のみである。

なお、長野県国際課が実施してきた中国河北大学国際合作処への研修生制度を活用して、語学研修に赴く学生がいたが、2008年の本学と河北大学との教育交流協定に基づき、2009年（平成21）4月に本学卒業生2人が河北大学学部生（3年次）に初めて入学した。外に、長野県派遣の語学研修生が、近年連続して留学している。

なお、本学の80周年記念式典に河北大学副学長劉書生教授と同大学国際合作処長徐建中教授を招待し、劉副学長に記念講演をしていただいた。

なお、2009年度には長野県日中友好協会からの申し入れを契機に、長野市に留学する中国孔子学堂の派遣研究者を、本学客員研究員として受け入れる体制づくりを行った（「長野県短期大学客員研究員規程」平成21年11月18日施行）。

本学の国際交流は、「地域連携センター」を2008年度から「地域・国際連携センター」に発展させ、

国際部を設けて対応することとした。しかし、学術交流、対等な教育・研究活動に高める条件が、短期大学である本学には現在乏しい。

「地域・国際連携センター」を本学の恒常的組織へ発展させることとともに、本学の大学・学部への移行が、国際交流を質的に向上させることとなろう。

(4) 本学の自己点検・評価、外部評価と「認証評価」

1991年（平成3）の大学・短期大学等への自己点検・自己評価の導入を具体化するために、本学は1993年（平成5）の自己点検・評価書の作成を開始した（『平成5年度 自己点検評価書 長野県短期大学』）。

近年の主要な動きを示せば、①本学改革外部委員意見交換会の開催および②外部評価の実施がある。

①の外部委員意見交換会は、第1回を2002年（平成14）5月25日「長野県短期大学の現状と改革案」に関して、第2回を2003年（平成15）11月29日に「長野県短期大学の現状と課題」および「2004年度学科・専攻の改組について」を巡って、それぞれ本学で行い、率直な意見をいただいた。第3回は2007年（平成19）9月14日に実施し、「長野県立大学構想 四年制大学学部+短期大学部」等の構想案について意見をいただいた。これらは、その後の本学将来構想案検討の一つの拠り所となった。

また、②の外部評価は2006年（平成18）12月16日に行い、3人の外部評価委員に、「1. 大学改革への取り組みについて 2. 現代的教育ニーズ取組支援プログラムについて 3. 高度職業人の育成と短期大学 4. 4年制大学への転換について 5. 学生の就学環境の整備・充実について」の評価（藤沢謙一郎<信州大学理事・前副学長>）、「優れた点」および「改善を要する点」の指摘（森本尚武<前信州大学学長>）、「女子高等教育の歴史と伝統の重み」および「さらなる改革を求めて」の提言（安川悦子<福山市立女子短期大学学長>）など、重要な総合的評価を受けた（『自己評価書（追捕版）平成18年9月 長野県短期大学』『平成18（2006）年度外部評価 平成18年12月16日 長野県短期大学』）。これは、2004年度（平成16）改組以後の本学の現状に関する評価と併せて、06年9月の長野市の「新県政への提言」等を踏まえた四年制大学移行案

などについて意見をいただいたものである。

学校教育法の改正に伴う「認証評価」は、独立行政法人大学評価・学位授与機構へ申請し実施した。まず、評価初年度の2005年度（平成17）に申請し、『短期大学機関別認証評価 自己評価書 平成17年7月 長野県短期大学』を提出して評価を受けた。その評価結果の終了は、予算の関係もあって2006年5月29日にずれ込んだが、短期大学機関別認証評価の11の基準をすべて満たしていること、選択的評価基準「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」について「目的の達成状況が良好である」ことを評価された。次いで、2007年度に選択的事項（研究活動の状況）について自己評価を行い申請、2008年3月31日に「良好である」と評価された。機構への選択的事項「研究活動の状況」の申請・評価は、現在のところ本学のみである。

(5) 包括監査、長野市等の本学の在り方検討

まず、設置者である長野県の方針により、2007年（平成19）8月31日監査法人ナカチによる包括外部監査が実施され、本学は長野県看護大学とともにそれを受けた。本学への訪問調査、長野県庁に向いての面談等を経て、『平成19年度包括監査報告書 第1部 県立の大学の経営管理長野県包括外部監査人 中地 宏』に、監査結果が纏められた。この包括監査の前提として、東方久男県監査委員が2007年5月31日に、高見沢賢司県代表監査委員が2007年7月24日に来学し、学長・事務局長等が面談した。

包括監査の結果のうち、「短期大学の四大制への移行における提言」は、監査報告書（2008年3月）に次のように指摘された。

○短期大学の四大制への移行における提言

最近の時代の流れをふまえると、短期大学のまま存続するということは廃学の道を歩むことになりかねない。したがって、管理栄養士の養成を軸とした四年制大学への移行を検討していくことが望まれる。予算との兼ね合いから、最初は小規模でも前進することができれば次第に順調な成長への足取りをたどることができるだろう。（後略）

一方、長野市の県への本学四大化の要請が、包括監査の前年である2006年9月14日に、長野市の「新県政への提言」として、次のような内容を含めて、村井仁県知事に提出された。

提言Ⅲ 県政への事業提案

1 広域連合への権限・財源等の移譲について
(略)

2 県立短期大学の四年制移行について

提言要旨

○「大学選択の幅が少ない」などの理由から、県内高校卒業者の県外進学率は、70%超であり、若者の流失による地域の賑わい・活力の低下、有能な人材の育成不足、ひいては魅力ある企業進出の減少、雇用・税収低下につながっている。

○そこで、県立短期大学を4年制へ移行し、魅力ある新しい大学とすることを提案したい。

○運営においては、地方独立行政法人として、県と市が共同出資した、「新大学法人」を設置し、市立長野高校を附属高校としての一体経営を行い、広域連合や他自治体への参画も検討していく。

3 公共交通機関の再生について (略)

以後、長野市から県への提言が継続して行われ、本学としては、長野市との合同意見交換会、学長と長野市長・副市長との懇談等をしばしば行った。

(6) 知事・副知事への提言と長野県中期総合計画のなかの本学の位置づけ

本学将来構想委員会の将来構想案の検討状況等を踏まえ、私は学長として、村井知事との懇談の機会を得て、2007年11月27日知事室で、山口利幸県教育長の同席のもと、四年制大学学部+短期大学の構想を説明、意見交換をした。越えて、2008年12月1日には知事室で、板倉副知事、浦野昭治県総務部長、山口県教育長の同席のもと、四年制大学学部・学科構成の構想を説明、2度目の意見交換を行った。

一方、村井知事来学の約束を踏まえて、板倉副知事が代わりに2007年8月1日に来学、本学の校舎等の視察があった。その際、学長から四年制大学へ

の移行の在り方について説明、大筋の理解を得たが、県の財政状況の悪さがネックとして話題となった。

こうした設置者と本学との将来構想を巡る意見交換を経たのち、2007年12月に「長野県中期総合計画」が策定され、そのなかに本学の位置付けが行われた。それは、次のように表現された。

基本目標：活力と安心" 人・暮らし・自然が輝く信州

めざす姿：未来を切り拓く人を育む長野県をめざして(5つの「めざす姿」の4)

施策の柱の4：明日を担い未来を拓く人づくり(4施策、達成目標47)

4-01 確かな学力と豊かな人間性・社会性を育む学校教育の充実

学ぶ「ちから」の育成

主な取組 ●私学教育・高等教育の振興

内 容 ○県短期大学について、国際化、情報化等を担う高等教育と研究の場として、そのあり方を検討するとともに、時代の要請にもとづく改革を進めます。

こうした経過ののち、長野県企画部企画課の2009年度(平成21)長野県当初予算案に、「長野県短期大学のあり方に関する検討事業費」が計上された。「高等教育機関を取り巻く環境の変化に対応し、長野県短期大学が時代のニーズに応じていくため、今後のあり方について検討します。」という趣旨のもとに、専門にこの事業を検討する2人によるセッションが設けられた。こうして、本学の在り方の検討が県政の総合的視点から進められ、2009年末には論点が整理された。

おわりに—予備的考察の中間的まとめ

この予備的考察では、長野県の高等教育機関の現状や課題および長野県内高校生等の大学・短期大学等への進学状況の検討を行っていない。それらに関する私の考察は別にあるが、体系立てた文章として発表していないので、今後の課題として、引き続き考察を体系化・文章化していきたい(註3)。

本稿は、近年の経過に多くを割き、本学教育・研

究の実態分析の部分を欠いているが、以上考察してきた重要なところを整理すれば、次のようになる。

- ① 長野県女子高等教育を1929年の時期に遡って見たとき、当時はいわば中小都市であった長野市に創立された長野女専は、1929年と言う世界恐慌時にもかかわらず、大正デモクラシー期の女性の地位向上の機運のなかで、大都市に設置された府県立女専に続いて設置された。長野女専は、全国的にみて、きわめて先駆的な女子高等教育機関であった。ちなみに、長野女専に先駆けた4府県立女専が、戦後教育改革期において、どのような国立・公立の大学学部へ移行したのか、最初の大学名のみを示せば、次のようになる。

福岡県立女専（1922年6月7日創立）→福岡女子大学（1950年2月20日）

大阪府立女専（1924年2月2日創立）→大阪女子大学（1949年2月21日）

宮城県立女専（1926年3月18日創立）→東北大学（国立、1949年5月31日）

京都府立女専（1927年3月28日創立）→京都府立大学（1949年2月21日）

広島県立女専（1928年3月3日創立）→広島女子大学（1965年1月25日）

- ② 戦後の本学の短期大学としての再出発とその後の歩みは、先行する5つの府県立女専の歩みとは別の女子短期高等教育機関として、意味ある役割を果たすべく務め、その成果を上げてきた。
- ③ 平成期に入ると、全国的な趨勢は、大学・短期大学等への志願者の動向、大学・短期大学等で養成された学生の卒業後の進路等の変化に対応し、公立短期大学を公立大学学部に移行させる動きが強まった。そのなかで、本学は地域の要望に応えるべく、短期大学としての可能なかぎりのグレード・アップに努めて、それなりの成果を上げ、現在に至っている。

しかし、短期大学と言う短期高等教育機関の存在意義の低下を食い止めることは、いまや困

難になり、このまま進めば「廃学の道」をたどることも否定できない現状にある。

こうして、本学は、我が国の高等教育機関として、現在の公立短期大学の存在意義を問い直し、21世紀の知識基盤社会、とりわけ長野県教育・研究領域における高度知的拠点として、どのような魅力ある大学・学部を構想し、それを実現させるかが問われている、と私は考えている。

本学が、有為な次世代を育成する高等教育機関にさらに発展して、どのように飛翔すべきかの構想案については、別途明らかにし提言したい。

註1 2000年（平成12）4月の公立短期大学は55校で、1976年（平成8）より8校（12.7%）減であった。入学者数は1975年の最高10,620人より1.5%減であった76年の10,459人が、2000年には8,445人（1975年より20.5%減）になっていた。国立短期大学は1991年（平成3）の41校が、1976年の33校を経て2000年に20校（48.8%）に減り、私立短期大学は1976年の502校が、翌年の最多校数504校を経て2000年には497校となっていた。医療・看護系が多かった国立短期大学の急激な校数減が目立った。

註2 全国公立短期大学協会における「中部ブロック」は、富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・愛知・三重の8県からなり、山梨・新潟は「関東ブロック」（群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨）に属してきた。しかし、公立短期大学の廃学が進み、2009年度の「中部ブロック」は長野・岐阜・静岡・三重に4校が在るのみとなった。一方、「近畿ブロック」が京都市立看護短期大学1校（これも私学・仏教大学への合併を決定）、「関東ブロック」が川崎市立看護短期大学・神奈川県立外語短期大学（センターへの移行決定）・大月短期大学の3校に減ったので、2009年度に従来の3つのブロックを「近畿・中部・関東ブロック」1つに編制替えした。

註3 例えば、2009年9月29日開催の長野県における「平成21年度 高・短大連絡懇談会」に、私が基調講演として「わが国の短大の現状と課題」と題する話題提供をした。